

徳島県告示第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定
自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する 医療の種類	指定更新 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人住友内科病院	徳島市安宅二丁目三番五号	医療法人住友内科病院	徳島市安宅二丁目三番五号	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和五年五月 一日
岡崎 誠司	同 川内町鈴江東三。番 地の九	岡崎内科循環器科	鳴門市鳴門町高島字中島一 番地のー	同	同
同	同	同	同	育成医療（心臓脈管外科に関する医療） 更生医療（心臓脈管外科に関する医療）	同
社会医療法人川島会	同 北佐古一番町六番一 号	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神 社下南三九・二	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	同 六月 一日

徳島県厚生農業協同組合連合会	同 二号	五番一	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西 知恵島一二〇。	育成医療（耳鼻咽喉科 に関する医療） 更生医療（耳鼻咽喉科 に関する医療）	同 一日	八月
医療法人明和会	同 国府町早淵字北カシ ヤ五六番地一		医療法人明和会たまき 青空病院	徳島市国府町早淵字北カシ ヤ五六番地一	更生医療（腎臓に関する医療）	同 一日	十月